

山口市ごみ出し支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活の中で家庭から排出される一般廃棄物(以下、「ごみ」という。)を自ら、または他の者からの排出支援が受けられないために、所定の排出場所まで持ち出すことが困難な要介護認定者や障がい者等で構成される世帯に対し、ごみの排出支援を行うための戸別収集を行う事業(以下、「ごみ出し支援事業」という。)の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年条例第122号)の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 要介護認定者 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護1以上の認定を受けている者をいう。
- (2) 障がい者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者をいう。
- (3) ごみ 山口市一般廃棄物処理基本計画に定める区分のうち、「可燃ごみ(燃やせるごみ)」をいう。

(対象世帯)

第3条 ごみ出し支援事業を利用できる世帯は、市内に住所を有し、かつ、居住している世帯であって、次の各号すべてに該当する世帯とする。

- (1) 世帯員全員が前条に規定する要介護認定者または障がい者である世帯。
 - (2) 所定の場所まで世帯員自らごみの排出が困難であり、別居の親族または介護に関わる者等の支援による排出も困難であると認められる世帯。
- 2 前項の規定に準じる世帯として市長が特に認めた世帯。

(申請)

第4条 ごみ出し支援事業を利用しようとする者(以下、「申請者」という。)は、山口市ごみ出し支援事業利用申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、申請者からの依頼により、民生委員、ケアマネジャー及び相談支援専門員等福祉施設の職員(以下、「支援者」という。)により、代理申請をすることができる。

(調査及び決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、山口市ごみ出し支援事業現況調査票(様式第2号)により、必要な調査を行い、利用の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項による決定をしたときは、速やかに山口市ごみ出し支援事業実施決定通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

(収集の方法)

第6条 前条第2項の規定による利用の決定を受けた世帯(以下、「利用世帯」という。)は、玄関先等あらかじめ指定する場所にごみを搬出するものとする。

2 市長は、前項により搬出されたごみをあらかじめ指定する日に週1回収集するものとする。

3 前2項のほか実施に必要な事項について、市長は、利用世帯と協議の上、決定するものとする。

4 市長は、利用世帯と協議の上、前3項について変更ができるものとする。

(声掛け)

第7条 市長は、申請書により利用世帯が希望した場合は、あらかじめ決定した方法により声掛けを行うものとする。

2 何らかの異変を認めたときは、市長はあらかじめ利用世帯が指定する緊急連絡先に連絡するものとする。

(利用世帯台帳)

第8条 市長は利用世帯の申請内容や実施方法等を登録した利用世帯台帳を整備するものとする。

2 利用世帯台帳は適切に管理し、変更があれば登録内容の変更を行うものとする。

(分別の指導等)

第9条 市長は、利用世帯によるごみの分別が適正に行われていないと認めるときは、利用世帯の者を指導し、または利用世帯の者が分別等の援助が受けられるよう支援者と協議するものとする。

なお、ごみの分別が適正に行われるまでは、ごみ出し支援事業による収集を停止することができるものとする。

(変更及び一時停止)

第10条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、山口市ごみ出し支援事業変更等届出書(様式第4号)により、市長に届けなければならない。

(1) 申請内容に変更があったとき。

(2) ごみ出し支援事業の利用を一時停止、若しくは再開しようとするとき。

(3) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(中止)

第11条 市長は、次の各号いずれかに該当するときは、戸別収集を中止することができる。

(1) 申請者から様式第4号により、中止の届け出があったとき。

(2) 第3条の要件を満たさなくなったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、ごみ出し支援事業の実施に支障があると認められるとき。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 申請手続等に係る準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。